

令和4年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
議第12号	那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	議会事務局

発議 第12号

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年11月25日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>（那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例） （期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>	<p>（那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例） （期末手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p>

那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	改 正 前
<p>（那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）</p>	<p>（那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例） （期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長、副議長及び議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略）</p>